障害福祉サービスを長年利用された65歳以上の方へ

介護保険サービスの利用負担を軽減します。

65 歳になるまでの 5 年間にわたり特定の障害福祉サービスを利用し、下記の要件を満たす場合は、介護保険移行後に使用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

＜要件＞

◎次の①～④のすべてを満たす方

①65 歳に達する日前 5 年間にわたり特定の障害福祉サービス（注１）を利用しており、介護保険移行後これらに相当する介護保険サービス（注２）を利用する者

注１）居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

注２）訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

②利用者とその配偶者が、当該利用者が 65 歳に達する日の前日の属する年度に（65 歳に達する日の前日が 4～6 月の場合は前年度）市民税非課税又は生活保護世帯であった者

③65 歳に達する日の前日に障害支援区分が区分２以上であった者

④65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

要件を満たす方

＜必要なもの＞

- 申請書
- 本人名義の銀行名、口座番号がわかる書類の写し
- 介護保険被保険者証の写し
- 印鑑

※ 初回にご提出していただいた後は、毎年 12 月に更新申請が必要です。

※ 要件を満たしているが、65歳以降市民税課税世帯となったため、支給を受けられなかった場合でも、その後の状況の変化により対象となる場合がありますので、状況に変化があった場合はご相談ください。

※ この給付の申請をサービス利用後5年間行わないときは、受給することができません。

【償還の流れ】

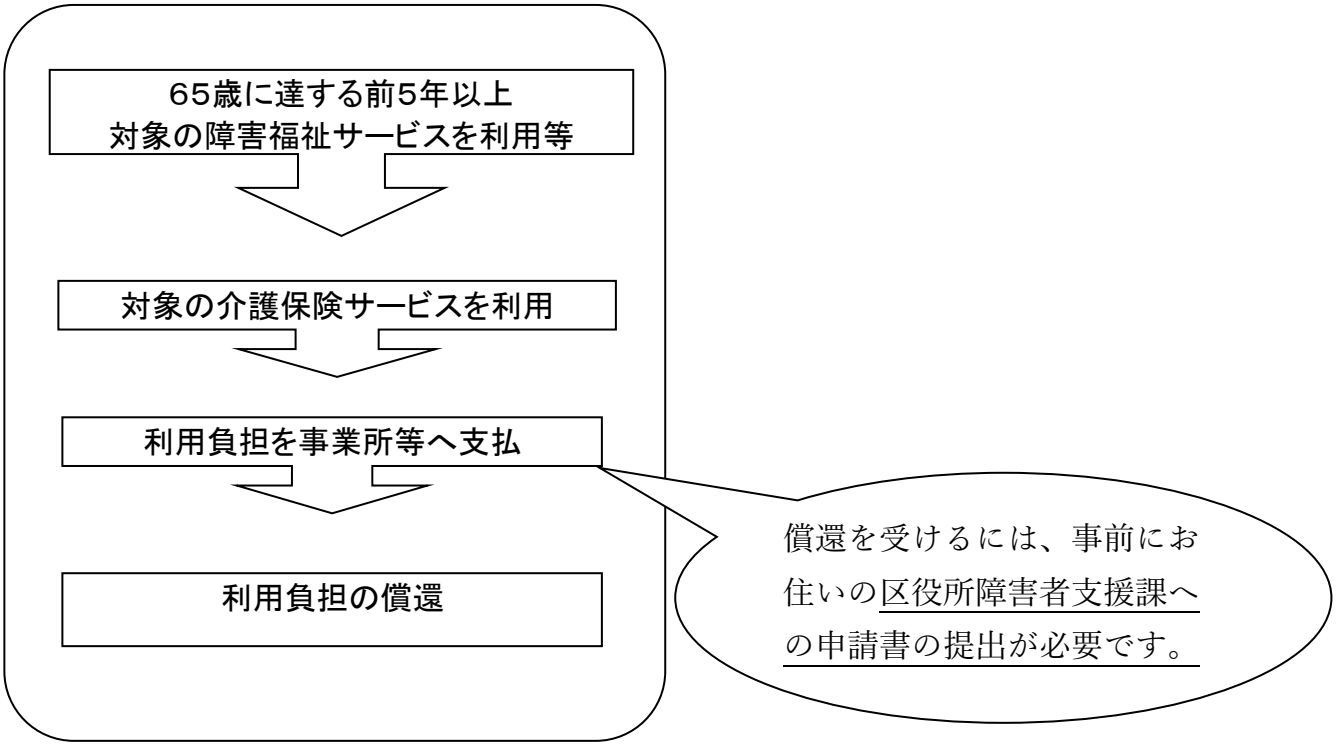

窓口

区役所	所在地	電話番号
葵区障害者支援課	葵区追手町５－１	054-221-1589
駿河区障害者支援課	駿河区南八幡町１０－４０	054-287-8690
清水区障害者支援課	清水区旭町６－８	054-354-2168

発行：静岡市障害者支援推進課
電話　054-221-1098